

事業承継

文京区の「事業活性化資金（事業承継）」の 利子補給と東京都の「事業承継」の保証料補助の併用について

文京区の「事業活性化資金（事業承継）」の要件を満たし、かつ、東京都の「事業承継」の要件を満たす方は、区の利子補給と都の信用保証料の2/3の補助が受けられる場合があります。

【併用する場合の制度概要】

保証申込制度名
融資対象
資金使途
融資限度額
返済期間

東京都中小企業制度融資「事業承継」

文京区の「事業活性化資金（事業承継）」の要件を満たし、かつ、東京都の「事業承継」の要件を満たす方

運転・設備

下表のとおり

資金使途	融資限度額	返済期間
運転	1,000万円 (代表者が区民の場合1,200万円)	元金据置6か月以内を含む6年以内
設備	1,500万円 (代表者が区民の場合1,800万円)	元金据置6か月以内を含む7年以内

融資・償還方法
契約金利・利子補給
本人負担率
信用保証

証書貸付・元金均等返済

1.7%・1.5%（公衆浴場業を営む者は、利子補給率1.7%）

0.2%（公衆浴場業を営む者は、本人負担率0%）

東京信用保証協会の信用保証が必要です。

（東京都が信用保証料の3分の2を補助します）

【お申込みの流れ】

文京区で「事業活性化資金（事業承継）」のあっせん書の交付を受ける

東京商工会議所文京支部にあっせん申込 → あっせん書交付
※あっせん書交付時に、信用保証料の補助を受けるための必要書類となる、**都様式の事業承継計画書**もお渡しします

金融機関に融資申込
信用保証協会に保証申込

金融機関に必要書類を持参し融資申込 →
金融機関から東京信用保証協会へ信用保証の申込み
（制度名：事業承継） ※上記必要書類に**都様式の事業承継計画書**が必要になります。
→ 融資可否の決定・実行
(融資が実行された場合に、東京都が信用保証料の2分の1(3分の2)を補助)

保証承諾・融資実行

金融機関から文京区へ、融資可否の結果を報告
→ 文京区から四半期ごとに、金融機関を通して利息の一部を補給

【お問い合わせ先】

【区制度に関すること】 文京区 経済課 産業振興係 ☎：03-5803-1173
【都制度に関すること】 東京都 産業労働局 金融部 金融課 ☎：03-5320-4877